

武蔵村山市行政評価委員会からの行政評価の評価結果に対する
意見について

令和3年度における行政評価は、事務事業等の所管課での一次評価及び庁内に設置した行政評価会議での二次評価の評価結果について、必要に応じて学識経験者、企業経営分野等に関し識見を有する者及び公募による市民で構成する武蔵村山市行政評価委員会から意見を求めることとしており、この度、同委員会から別添のとおり意見をいただきましたので、お知らせします。

なお、この意見については、今後の予算編成上の資料として活用するほか、事務事業等の在り方の検討に資することとしています。

令和3年11月22日

武蔵村山市長
山崎泰大様

武蔵村山市行政評価委員会
委員長 坂野達郎

行政評価の評価結果に対する意見について

武蔵村山市行政評価委員会設置要綱（平成28年武蔵村山市訓令（乙）第147号）第2条の規定に基づき、市長から求めのあった行政評価の評価結果について、別紙のとおり意見を述べます。

なお、当委員会では、同要綱第1条のとおり、行政評価の公正性及び客観性を確保するため、市民の視点から審議を行ったものです。

これらの事務事業等について見直しを行う場合においては、当委員会の意見を踏まえつつ、市民の立場に立って実施されるよう申し添えます。

【令和3年度行政評価の評価結果に対する意見一覧】

No.	事務事業等
1	地域みんなでまちづくり会議運営支援事業
2	シルバー人材センター事業補助金
3	敬老金贈呈事業
4	心身障害者（児）福祉手当支給事業（市単独事業分）
5	特殊疾病患者福祉手当支給事業
6	子どもの医療費助成事業（乳幼児医療費助成事業）
7	施策「防災意識の高揚」

事務事業評価調書 令和3年度行政評価（シート1）

所管部課名	協働推進 部 協働推進 課	作成日	令和3年5月27日	No.	3
作成責任者(課長)氏名	湊 祥子	作成者氏名	稲庭 正人	電話	242
事務事業名	地域みんなでまちづくり会議運営支援事業				
開始時期	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 25 年 11 月 <input type="checkbox"/> 不詳 <input type="checkbox"/> 令和	区分	<input type="checkbox"/> 主要事業 <input checked="" type="checkbox"/> 実施計画事業 <input type="checkbox"/> その他		
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画
	3 () 1:義務規定 2:できる規定 3:方法等の規定				
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 (<input type="checkbox"/> 第1号法定受託事務 <input type="checkbox"/> 第2号法定受託事務)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 (<input type="checkbox"/> 国庫補助対象 <input type="checkbox"/> 都補助対象 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独)				
補助の内容(補助率等)					
事務事業の概要	対象: 何/誰に対して	小学校通学区域ごとに設置される「地域みんなでまちづくり会議」			
	手段(全体概要): どういった方法(内容)で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 市民協働・ボランティア等 <input type="checkbox"/> 補助・助成等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (職員地域担当制)		
	意図: どのような状態にすることを 目指すのか	各小学校通学区域における地域みんなでまちづくり会議の構成員が主体となり、職員地域担当制により派遣される市職員とともに、身近な課題の解決や各区域の活性化などを話し合うことにより、市民主体の自主的なまちづくりを推進する。			
	実施結果: どうなったのか (2年度実績)	各区域における課題の解決に向けて、その地域に居住する市民を主とする構成員と協働で取り組むことにより、市民同士の交流を促進するとともに、地域力の強化を図る。また、市職員も参画することにより、地域と市の結びつきを強化し、市民の意向を市政運営に反映させる。			
類似事業の有無	<input type="checkbox"/> あり	実施部課(団体)名			
	<input checked="" type="checkbox"/> なし	類似事業名			
事業環境の変化	会議開催方法・会議テーマの設定・構成員など、各区域によって意向が異なることから、今後も市が一環して、制度を継続させることは容易ではない。				
他市等の状況	総論 ※26市等の状況	自主的な組織である自治会や市民活動団体の活動について、積極的に行政が誘導する手法をとる自治体は、清瀬市や町田市など少数に留まっている。			
	東大和市	小学校等を区域とした取組や職員派遣は実施していない。			
	立川市	市域全域での取組はなく、ボランティアセンター・社会福祉協議会が軸となり、個別に対応している。			
	瑞穂町	職員ボランティアを登録し、各自治会の祭りの手伝い等を実施している。			
市民・議会等からの意見	会議の参加者からは、「有益な情報を得られる」などの肯定的な意見がある反面、「会議への参加が負担」、「他の会議との違いがわからない」など否定的な意見がある。				
【評価指標】	指標名	単位	説明・計算式		
活動指標	①	地域まちづくり会議開催回数	回	9地区毎に異なる	
	②				
成果指標	①			具体的な目標を定める事業ではないため未設定	
	②				
費用・成果の推移	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度予算	備考	
事業費(千円)	0	0	0		
うち一般財源					
所要人員(人)	0.63	0.23	0.23		
総コスト(千円)	5,437	2,044	2,039		
活動指標	①	2回	0回	回	令和元年度：1小区域×2回
	②				
成果指標	①				
	②				

一 次 評 価	必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	（説明） <input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 不適切な点がある 市民協働を啓発する目的で開始した事業であるが、各区域によって温度差があることや事実上の休止状態であることから、常設必置の会議体として存続させることが適切かについて検討する必要がある。
	有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	（説明） <input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 不適切な点がある 地域の声を反映し、職員地域担当制の派遣職員を管理職から若手職員に変更した経緯があるが、会議開催の要望がないことから、市民ニーズが高い事業とは言い難い。
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	（説明） <input type="checkbox"/> 見直しの余地はない（ほとんどない） <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの余地がある 自治会や自治会の連合組織等と連携し、地域の課題等について直接意見を伺う場を設けることで、協働による地域の課題解決に向けて取り組むことは可能であることから、本事業の実施や他の事業との統合等について検討する必要がある。
	効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	（説明） <input type="checkbox"/> 効率的である <input checked="" type="checkbox"/> 非効率な点がある 会議が夜間帯に実施されることが多いため、協働推進課職員のほか、職員地域担当制の職員派遣による時間外勤務手当が発生する場合があることから、効率性について改善の余地がある。
	達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	（説明） <input type="checkbox"/> 目標以上 <input type="checkbox"/> ほぼ目標どおり <input checked="" type="checkbox"/> 目標以下 会議の目的や方向性、参加する意義等について、構成員からの懐疑的な意見が複数挙がっている。また、事業開始から5年を経過し、なお、会議の開催要望がないことを踏まえれば、当初の事業の目的は達成できておらず、今後においても達成は困難であると考えられる。
	公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	（説明） <input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 不適切な点がある 地域により構成員の所属・課題・会議開催頻度が異なることから、地域差が必然的に発生する。そのため、各地域で同一の基準により実施することは困難である。
二 次 評 価	○廃止・休止した場合の影響 <input type="checkbox"/> 影響は大きい <input checked="" type="checkbox"/> 影響は小さい <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 廃止不可能	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止
	（説明） ※その影響等を具体的に記入 本制度は、市民の要望に基づき会議を開催するものであるが、市民からの開催要望がなく、また、過去の開催実績等を考慮しても、本事業を廃止することによる影響は小さい。	【総合的意見】 本会議を契機として、既存の自主組織が連携し、積極的な市民参加がなされることを想定して開始した事業であるが、会議構成員等からの会議再開を望む声がないことに鑑みれば、これ以上の発展を期待することは困難である。他の事業との整理・統合の検討が可能であること、また過去の事業実績等を考慮すると、本事業の廃止が適当である。
行政 評価 委員 会 意 見	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止 【総合的意見】 本事業は、小学校区の区域に居住する市民及び職員地域担当制により派遣する職員とが協働して各区域での課題について話し合うことにより、市民主体のまちづくりを推進することを目的として開始した事業であり、地域の声を市政に反映するとともに、市民との地域コミュニティの形成促進に寄与してきたことについては一定の意義がある。 他方、会議は本来市民の発議によって開催されるものであるが、現在のところ特に開催要望がなく、市民ニーズが高い事業とはいえ、また、この会議体以外にも地域住民が主体となって課題の解決を図る組織として自治会、学校運営協議会等があるため、事業の効率性という点において課題が残る。 こうした状況を総合的に勘案し、本事業は廃止とするが、今後も地域との関わりを緩めることなく、市民の声を市政に的確に反映させられるよう他の地域コミュニティ組織との連携強化に努めるとともに、市民主体のまちづくりを促進するため引き続き自治会の機能強化や活性化に向けた支援に注力していくことが肝要である。	
行政 評価 委員 会 意 見	本事業は、地域住民の相互連携及び異世代間の横断的な交流促進を目的として開始された事業であるが、市民の自主的な行動が誘発されず、地域コミュニティの活性化の機運が高まらなかったことなど、本事業が期待した成果に結びつかなかったことを勘案すれば、本事業を廃止することとする二次評価には異論がない。 ただし、今後更に複雑多様化する地域課題を解決していくためには、「地域で決めて、地域で実行する」という市民主体のまちづくりが重要となることから、地域コミュニティ協議会という新しい地域組織を設立するのが有効でないならば、自治会や地域で活動する団体等の既存の組織を支援し、連携を深めていくことが肝要であり、特に、地域活動の根幹である自治会の加入率の向上及び世代間の意識格差の解消に向けた取組を強化していくことを求めたい。	

補助金等評価調書 令和3年度行政評価（シート1）

所管部課名	健康福祉 部 福祉総務 課	作成日	令和3年5月25日	No.	4	
作成責任者(課長)氏名	小延 明子	作成者氏名	福井 則仁	電話	152	
補助金等名	シルバー人材センター事業補助金					
開始時期	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 54 年 月 <input type="checkbox"/> 不詳					
実施根拠	法令等の名称 公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター事業補助金交付要綱					
補助区分	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (説明)⇒予算の範囲内					
補助金等の概要	対象: (交付先)	公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター				
	補助内容: (補助基準等)	対象経費の実支出額の合計額から、公益財団法人東京しごと財団により交付される高齢者就業機会確保事業費等補助金及び雇用開発支援事業費等補助金その他の収入額を控除した額。ただし、算定額が予算額を超えるときは、当該予算額を上限として交付する。				
	意図: (目的、趣旨)	補助金を交付することにより、もってその円滑な運営を図ることを目的とする。				
	実施結果: (具体的成果) ※2年度実績	会員数 : 令和元年度末:1,119人 令和2年度末:1,083人 事業実績: 令和元年度:470,384,706円 令和2年度:436,923,677円 その他 : 令和2年10月27日に実施された財政援助団体等監査において、当該補助金に係る交付事務、事業予算の執行及び経理その他事務について、改善すべき事項があるものと指摘された。				
他市等の状況	シルバー人材センターに補助金を交付している市 多摩26市中23市					
【評価指標】		指標名	単位	説明・計算式		
活動指標	①	登録会員数	人	シルバー人材センターに登録している会員数		
	②	就業延人員	人日	就業した会員の延人数		
成果指標	①	就業会員率	%	会員登録をしている者のうち、就業会員の割合		
	②	月別平均就業率	%	会員登録をしている者のうち、月毎就業会員の割合		
費用・成果の推移	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度予算	備 考		
交付金額(千円)	49,594	43,037	36,644			
うち一般財源	32,949	26,392	19,999	都補助金16,645千円を活用		
所要人員(人)	0.02	0.02	0.04			
総コスト(千円)	49,767	43,215	36,999			
活動指標	①	1,119 人	1,083 人		人	
	②	123,960 人日	111,742 人日		人日	
成果指標	①	70 %	69 %		%	
	②	61 %	60 %		%	
【交付団体等の決算・予算の状況等】 ※特定団体に交付の場合のみ記載						
単位:千円	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度予算	令和2年度の補助金の使途		
収入総額(千円)	572,341	521,334	543,903	交付金額(千円)	43,037	
収入内訳	市補助金	49,594	43,037	36,644	使途内訳	人件費
	会費	2,178	2,126	2,200		管理運営費・事業費
	繰越金	78,424	70,124			安全就業推進事業費
	事業収入	417,087	389,089	486,900		就業機会拡大支援事業費
	その他	25,058	16,958	18,159		一般労働者派遣事業費
支出総額(千円)	502,286	460,376	551,636			
支出内訳	食糧費、交際費				各種割合	
	人件費	47,885	47,758	47,329	団体収入に占める補助金の割合	8.3%
	事業経費	454,401	412,618	504,307	団体収入に占める繰越金の割合	13.5%
	その他				交付金額に対する繰越金の割合	162.9%
過去の評価経過	協議会・委員会の意見要旨	<input type="checkbox"/> 補助金等検討協議会(年度) <input checked="" type="checkbox"/> 行政評価委員会(令和元年度) 他のシルバー人材センターの人員体制や近隣市の補助額と比較、検討することにより、補助額等の妥当性・透明性の確保に努める必要がある。 また、会員の安定的な就労環境の整備、就労に対するモチベーションの維持を図るため、メンタルケアを行い、適正な人事管理に努めるとともに、自立した運営に向けて財務状況の改善についても併せて促していくべきである。				
	見直し等の状況	令和2年度から、本補助金算定の際の控除財源として、高齢者就業機会確保事業費等補助金及び雇用開発支援事業費等補助金を補助金交付要綱に追記し、控除する項目を明確化した。				

評価項目	評価	確認項目（※ ○・×のどちらにも該当しない場合は、「－」を選択。）
次 評 価	公益性	○ ① 市民からのニーズが大きい。
		－ ② 補助事業に類したサービスを提供可能な機関や団体が他にない。
		○ ③ 被交付者だけではなく、一般市民にも間接的な受益がある。
	効率性	○ ① 補助金の内容及び補助額等について、過去5年以内に見直しを行っている。
		○ ② 補助額、実施手法等について、過去に他市等との比較を行った。
		× ③ 補助期間(終期)を設定している、又は設定の予定がある。
		(○の場合)⇒終期 年 月
		× ④ 必要最小限の補助であり、縮減や所得制限導入の余地はない。
		○ ⑤ 補助額、補助率等の算定根拠を説明できる。
	(○の場合)⇒算定根拠 (説明)シルバー人材センターからの見積りに基づき、市補助要綱に定める対象経費に当てはめ算定している。	
	有効性	○ ① 補助基準が明確である。
		× ② 補助金の成果について、具体的な数値目標等を設定している。
		(○の場合)⇒目標内容 (説明)
	適格性	× ③ 補助金の交付により、期待された効果が得られた。
		× ① 繰越額が補助金額を上回っていない。
× ② 補助金に依存することなく、被交付者が自主財源の確保に努めている。		
(○の場合)⇒取組内容 (説明)		
× ③ 決算書だけではなく、帳簿や領収書等で使途の確認ができる。		
○ ④ 市税の滞納がないなど、被交付者が市民としての責務を果たしている。		
○ ⑤ 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費の経費に補助金を充てていない。		
その他	○ ① 補助の目的、内容及び実施時期に緊急性又は優先度の高さが認められる。	
	(○の場合)⇒その理由 (説明)主に人件費のため、事務の停滞が会員に影響する。	
	× ② 成果向上のため、被交付者自らが活動内容の検証、改善等を行っている。	
	(○の場合)⇒改善内容等 (説明)	
	× ③ 補助金に、市民との協働や市民の主体的な取組を促進する作用がある。	
○ ④ 迂回助成(被交付団体から他団体への、補助金を原資とした助成)は行われていない。		
【総合的意見(今後の方向性)】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止 (説明) シルバー人材センターの事業は、高齢者の社会参加、健康で生きがいのある暮らしを創出する上で一定の意義が認められるが、補助金の在り方の形骸化や積極的な効果検証の不実施、コスト意識の希薄化等により、補助金ありきの事業運営となっているように見受けられる。 そのことから、令和2年度財政援助団体等監査や市議会等でも指摘されたように、不適正と思われる会計処理を廃絶し、自立した事業運営を促すとともに、補助金は税金であることを再認識させ、適正な事務執行と公益性の確保を求めていく必要がある。 また、補助金額についても、近隣市等の交付状況等を踏まえ、必要な見直しを行う必要がある。		
二 次 評 価	【総合的意見(今後の方向性)】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止 (説明) シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織であることから、その円滑な運営を図るために補助金を交付することには異論がない。 しかし、補助金の額については、他市の状況等を参考にし、正規職員全員分の人件費を補助対象とする取扱い等の見直しや、他の市補助金との均衡を図る観点から、国の交付金等の適切な受給を促し、市の補助金額をシルバー人材センターの運営実態により即したものとするなど、抜本的な見直しが必要である。 また、財政援助団体等監査等において指摘されている不適正な会計処理については、透明性の向上を図るため、根拠資料等の精査の徹底等により是正を求めるなど、引き続き指導していくことが肝要である。	
	行政評価委員会意見 シルバー人材センターは、高齢者の社会参加や健康で生きがいのある暮らしの創出に貢献する組織であり、本補助金は、その円滑な運営を目的として支出するものであることから、今後も継続することが適当である。 他方、財政援助団体等監査等で不適正な会計処理等について指摘されるなど、適切とは言えない事業運営が行われており、内部管理体制の抜本的な改善が必要である。 よって、今後は労務管理や会計処理などの事務管理の手順、方法等を明確にし、内部統制の強化を求めていくとともに、指導監査の継続的な実施や外部人材の登用等による組織改革を行うことを促すことにより、事業運営の公平性・透明性を確保していくことを求めたい。	

事務事業評価調書 令和3年度行政評価（シート1）

所管部課名	健康福祉部 高齢福祉課	作成日	令和3年5月25日	No.	5
作成責任者(課長)氏名	加藤 俊幸	作成者氏名	藤田 勝弘	電話	632
事務事業名	敬老金贈呈事業				
開始時期	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 44年4月 <input type="checkbox"/> 不詳 <input type="checkbox"/> 令和	区分	<input type="checkbox"/> 主要事業 <input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画
	法令等の名称	3 武蔵村山市敬老金支給に関する条例			
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 法定受託事務（ <input type="checkbox"/> 第1号法定受託事務 <input type="checkbox"/> 第2号法定受託事務）				
	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務（ <input type="checkbox"/> 国庫補助対象 <input type="checkbox"/> 都補助対象 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独）				
補助の内容(補助率等)					
事務事業の概要	対象：何/誰に対して	市内に住所を有する市民のうち、毎年9月15日現在における年齢が77歳、88歳及び99歳の者に対して支給する。 支給額は、77歳及び88歳が5,000円、99歳が7,000円である。			
	手段(全体概要)：どういった方法(内容)で実施するのか※具体的に記入	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 市民協働・ボランティア等 <input type="checkbox"/> 補助・助成等 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	意図：どのような状態にすることを旨とするのか	担当地域の民生委員が対象者宅に臨戸訪問し、直接配布する。 なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により臨戸訪問は行わず、現金書留郵便により配布を行った。			
	実施結果：どうなったのか(2年度実績)	令和2年度の支給対象者(1,177名)については、臨戸訪問ではなく現金書留の方法により、ほぼ全員に配布が完了している。 具体的な支給実績は、77歳が900名、88歳が260名、99歳が12名であった。			
類似事業の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり	実施部課(団体)名	高齢福祉課		
	<input type="checkbox"/> なし	類似事業名	満100歳誕生日祝記念品等贈呈事業		
事業環境の変化	平成24年の条例改正において、支給対象者の区分の変更(70歳の対象者区分を削除)を行った。高齢者福祉基金繰入金の高が既になくなっていることから、現在は一般財源からの支出が継続している。				
他市等の状況	総論 ※26市等の状況	77歳以上6市、80歳以上10市、90歳以上3市、100歳以上6市、実施無し1市。 26市で支給対象や支給品目は多様である。			
	八王子市	敬老金の支給は実施せず、記念品の贈呈事業を実施している。			
	国分寺市				
	東大和市	令和2年度に99歳の支給区分を削除した。			
	多摩市	当該事業の実施なし。			
市民・議会等からの意見	現在、77歳と88歳の支給額を同額としていることから、支給額に差を設けるなど、金額の妥当性について市民等から意見等が寄せられている。				
【評価指標】	指標名	単位	説明・計算式		
活動指標	①	支給対象者数	名	77歳、88歳、99歳	
	②				
成果指標	①	達成状況	%	対象者へ支給した割合	
	②				
費用・成果の推移	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度予算	備考	
事業費(千円)	6,168	6,592	6,820	令和2年度は郵便料を増額補正して実施	
	うち一般財源	6,168	6,592	6,820	
所要人員(人)	0.10	0.10	0.10		
総コスト(千円)	7,031	7,481	7,706		
活動指標	①	1,217名	1,177名	1,330名	
	②				
成果指標	①	99.59%	99.58%	100%	令和元年度は1,212名、令和2年度は1,172名に支給
	②				

次 評 価	必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある	高齢者が生きがいをもって元気に暮らしていくために、市で敬老事業を推進していくことは重要であり、事業を行う必然性はある。
	有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある	敬老金の支給は、高齢者にとって長寿への励みになるとともに、多年にわたり社会の発展に寄与してきたことに対する感謝の側面もあることから、高齢者福祉の充実という施策の目的には合致している。
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの余地はない（ほとんどない） <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある	対象者数は年々増加し、配布を依頼している民生委員の負担も増加している。ただし、臨戸訪問による配布は、支給対象者の安否確認や、高齢者の孤立化を防ぎ、地域とのつながりを保つ重要な機会であることから、概ね妥当である。
	効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 効率的である <input type="checkbox"/> 非効率的な点がある	電算処理による対象者の把握及び民生委員による臨戸訪問での配布により、効率的に事業を実施している。 なお、配布に係る経費は、通常の民生委員活動の一環として行っているため、発生しない。
	達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	(説明) <input type="checkbox"/> 目標以上 <input checked="" type="checkbox"/> ほぼ目標どおり <input type="checkbox"/> 目標以下	高齢者にとって現金支給は魅力であり、生きがい作りの推進に寄与している。
	公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	(説明) <input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 不適切な点がある	対象者全員に支給しているものの、支給額が節目に応じた段階的な設定となっていないことから、公平性については課題が残る。また、77歳への支給を行っていない自治体もあることから、地域格差も懸念される。
二 次 評 価	○廃止・休止した場合の影響 <input checked="" type="checkbox"/> 影響は大きい <input type="checkbox"/> 影響は小さい <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 廃止不可能	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止	【総合的意見】 本事業は、長年にわたり社会の発展に貢献してきた高齢者の長寿の節目を祝い、もって高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする重要な事業であることから、今後も継続して実施すべきである。しかし、高齢化社会の更なる進展により、財政負担の増加が見込まれることから、他市の実施状況等を踏まえ、必要に応じて一部見直しを検討していく。
	(説明) ※その影響等を具体的に記入 高齢者の生きがい作りの推進に寄与している事業であり、過年度に福祉手当（高齢者生き生き手当）制度を廃止したときには、落胆の声が多かった。そのため、長寿の祝い事に対しては、継続して事業を実施していく必要がある。		
行 政 評 価 委 員 会 意 見	<p>本事業は、長年にわたり社会の発展に貢献してきた高齢者の敬老と長寿の節目を祝うことにより、高齢者の生きがい作りの推進に寄与していることから、相応の意義が認められる。</p> <p>他方、健康寿命や平均寿命が延びる中で本事業を今後も継続して実施していくためには、支給対象年齢の引上げや、本事業と同一の目的で長寿を祝い記念品等を贈呈する事業との整理統合など、本事業の趣旨に鑑みて支給対象者等の見直しを図るべきとする二次評価には異論がない。</p> <p>ただし、見直しに当たっては、祝金として額が寡少であるとの見方もあるため、支給額の妥当性についての検討や、本事業が高齢者の安否確認や地域とのつながりを保つ機会にもなっていることを考慮し、高齢者が孤立化しないよう地域包括支援センター等と引き続き連携して地域の高齢者見守りネットワークを強化していくことを求めたい。</p>		

事務事業評価調書 令和3年度行政評価（シート1）

所管部課名	健康福祉部 障害福祉課	作成日	令和3年5月26日	No.	6
作成責任者(課長)氏名	栗原 秀和	作成者氏名	松下 君江	電話	642
事務事業名	心身障害者（児）福祉手当支給事業（市単独事業分）				
開始時期	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 45 年 4 月 <input type="checkbox"/> 不詳 <input type="checkbox"/> 令和	区分	<input type="checkbox"/> 主要事業 <input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画
	3	3			
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 法定受託事務（ <input type="checkbox"/> 第1号法定受託事務 <input type="checkbox"/> 第2号法定受託事務） <input checked="" type="checkbox"/> 自治事務（ <input type="checkbox"/> 国庫補助対象 <input type="checkbox"/> 都補助対象 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独）				
補助の内容(補助率等)					
事務事業の概要	対象： 何/誰に対して	身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度の者（所得制限あり）			
	手段(全体概要)： どういった方法(内容)で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 市民協働・ボランティア等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成等 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	意図： どのような状態にすることを 目指すのか	都制度の対象外となる心身障害者（身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度）に手当を支給することにより、対象者の更なる福祉の増進を図ることを目的としている。			
	実施結果： どうなったのか (2年度実績)	令和2年度実績（市制度分） 延べ支給件数： 障害者 8,317 人 障害児 949 人 計 9,266 人 支給額： 障害者 64,040,900 円 障害児 7,307,300 円 計 71,348,200 円			
類似事業の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	実施部課(団体)名			
事業環境の変化	本手当の支給対象となる心身障害者（児）が毎年増加していることから、事業費は今後も増加となる見込みである。				
他市等の状況	総論 ※26市等の状況	八王子市及び町田市を除く24市が実施しており、月額は4,000円～12,500円で平均は7,015円である。			
	立川市	心身障害者手当として、月額4,500円を支給している。			
	東大和市	心身障害者福祉手当として、月額6,100円を支給している。			
	昭島市	心身障害者福祉手当として、月額4,000円を支給している。			
市民・議会等からの意見	特になし				
【評価指標】	指標名	単位	説明・計算式		
活動指標	①	延べ支給件数	件		
	②				
成果指標	①				
	②				
費用・成果の推移	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度予算	備考	
事業費(千円)	69,747	71,348	69,810		
うち一般財源	69,747	71,348	69,810		
所要人員(人)	0.30	0.30	0.30		
総コスト(千円)	72,336	74,014	72,469		
活動指標	①	9,058 件	9,266 件	9,050 件	
	②				
成果指標	①				
	②				

一 次 評 価	必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	（説明） <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある	都制度を補完する形で一定の基準を設けて手当を支給するものであり、国や都との役割分担は適切である。また、業務の特性から民間において実施できるものではないため、市の関与には必然性がある。
	有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	（説明） <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある	心身障害者（児）に対し当該手当を支給することにより、経済的な支援が図れることから、市民ニーズに適合している。
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	（説明） <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの余地はない（ほとんどない） <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある	手帳交付時に本手当の受給案内を行っていることから、所得制限を超えない支給対象者のほぼ全数について支給できており、手段について見直しの余地はない。
	効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	（説明） <input checked="" type="checkbox"/> 効率的である <input type="checkbox"/> 非効率な点がある	市の支給額（月額7,700円）は、多摩26市の平均支給額（月額7,015円）を若干上回っており、また、近隣市の中では高くなっていることから、他市との均衡性等を踏まえると、見直しの余地がある。
	達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	（説明） <input type="checkbox"/> 目標以上 <input checked="" type="checkbox"/> ほぼ目標どおり <input type="checkbox"/> 目標以下	都制度の対象外となる心身障害者への経済的支援を行うことにより、対象者の更なる福祉の増進が図れている。
	公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	（説明） <input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 不適切な点がある	所得制限を超えない心身障害者に対し、一律に手当を支給していることから、おおむね公平性は保たれている。しかし、本手当の受給と並行し、医療費助成や障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供を希望し、受ける者も増加していることから、本手当の支給額については検討する余地がある。
二 次 評 価	○廃止・休止した場合の影響 <input checked="" type="checkbox"/> 影響は大きい <input type="checkbox"/> 影響は小さい <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 廃止不可能	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止	【総合的意見】 本事業は、心身障害者（児）への経済的な支援を目的として実施している。 しかし、現在ではサービス面などの支援も、各種実施していることから、金銭給付的な支援は他自治体と同等の給付水準にする必要がある。
	（説明） ※その影響等を具体的に記入 都制度である心身障害者福祉手当を補完する制度であることから、経済的な支援である本制度を廃止・休止した場合の影響は非常に大きい。		
行 政 評 価 委 員 会 意 見	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止		
	【総合的意見】 本事業は、都の制度では対象とならない心身障害者への経済的な支援を行うことを本旨とし実施していることから、継続すべき事業である。他方、多摩26市と比較して支給額が高い水準となっていることや、本市の人口推計を踏まえた障害者数の予測では、その数は今後も増加していく見込みであり、それに伴う財政負担も拡大して行くことが予想されることに加え、対象者が他の障害福祉サービスの提供を受けていることが多い状況であることなどに鑑み、現在の支給額を維持することが適切であるかについて、改めて調査検討を行い支給額の適正化を図る必要がある。 ただし、支給額を減額する場合には、対象者に大きな影響があることから、十分精査の上、慎重に対応する必要がある。		
行政評価委員会意見	本事業は、心身障害者（児）への経済的支援を行うことにより、障害者福祉の増進に寄与することから、今後も継続すべき事業である。 他方、他の障害福祉サービスによる支援があることや、本市の支給額が他市と比較して高い水準であることから一部見直しの余地があるとしているが、支給額の妥当性や減額した場合の対象者への影響等が明確になっておらず、拙速に支給額を見直すことには疑問が残る。 本事業が心身障害者（児）への経済的支援を本旨としていることに鑑みれば、他の障害福祉サービスによる支援の状況や対象者の家族構成、所得水準等を捕捉し、生活に与える経済的影響等を精査した上で、適正な支給額について慎重に判断していくことを求めたい。		

事務事業評価調書 令和3年度行政評価（シート1）

所管部課名	健康福祉部 障害福祉課	作成日	令和3年5月26日	No.	7
作成責任者(課長)氏名	栗原 秀和	作成者氏名	松下 君江	電話	642
事務事業名	特殊疾病患者福祉手当支給事業				
開始時期	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 56年4月 <input type="checkbox"/> 不詳 <input type="checkbox"/> 令和	区分	<input type="checkbox"/> 主要事業 <input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画
	3	3			
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 法定受託事務（ <input type="checkbox"/> 第1号法定受託事務 <input type="checkbox"/> 第2号法定受託事務）				
	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務（ <input type="checkbox"/> 国庫補助対象 <input type="checkbox"/> 都補助対象 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独）				
事務事業の概要	対象： 何/誰に対して	特殊疾病患者（規則で定める疾病（国・都・市指定348疾病）患者で東京都発行の医療券又は医師の証明書で疾病の確認が取れる者）			
	手段(全体概要)： どういった方法(内容)で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 市民協働・ボランティア等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成等 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	意図： どのような状態にすることを 目指すのか	特殊疾病患者に手当を支給することにより、対象者の福祉の増進を図ることを目的としている。			
	実施結果： どうなったのか (2年度実績)	令和2年度実績 延べ支給件数：8,265人、支給額：57,855,000円			
類似事業の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	実施部課(団体)名			
事業環境の変化	令和3年4月時点において、難病等の361疾病が障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象とされている。特殊疾病は、国等の指定難病に準じて定められることから指定の拡充に合わせ、特殊疾病患者に対する支援の拡充が図られている。				
他市等の状況	総論 ※26市等の状況	町田市及びあきる野市を除く24市が実施しており、月額平均は6,177円である。			
	立川市	難病手当として、月額6,000円を支給している。			
	東大和市	難病患者福祉手当として、月額5,100円を支給している。			
	昭島市	特殊疾病者福祉手当（難病手当）として、月額5,000円を支給している。			
市民・議会等からの意見	医療・保健・福祉等様々な支援機関による連携を一層強化し、特殊疾病患者が引き続き住み慣れた地域で療養生活を継続できるような体制・支援策の強化が必要である。				
【評価指標】	指標名	単位	説明・計算式		
活動指標	①	延べ支給件数	件		
	②				
成果指標	①				
	②				
費用・成果の推移	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度予算	備考	
事業費(千円)	56,378	57,855	56,000		
	うち一般財源	56,378	57,855	56,000	
所要人員(人)	0.10	0.10	0.10		
総コスト(千円)	57,241	58,744	56,886		
活動指標	①	8,054 件	8,265 件	8,000 件	
	②				
成果指標	①				
	②				

一 次 評 価	必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	（説明） <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある 都においては、特殊疾病患者に医療費を助成するとともに、難病・相談支援センターを設け、療養相談・就労相談等に応じるなど、支援の強化が図られている。また、市においては、当該手当を支給することにより、特殊疾病患者の経済的負担を軽減し、もって対象者の福祉の増進に寄与していることから、都との役割分担及び市の関与は適切である。
	有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	（説明） <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある 特殊疾病患者に対し当該手当を支給することにより、経済的な支援が図れることから、市民ニーズに適合している。
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	（説明） <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの余地はない（ほとんどない） <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある 国の指定疾病数が333疾病と年々増加していることから、年間の支給件数は、心身障害者福祉手当との併給制限導入直後の平成29年度と比較して756件（10%超）増加している。 なお、所得制限及び心身障害者福祉手当との併給制限を既に導入しており、手段について見直しの余地はない。
	効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	（説明） <input checked="" type="checkbox"/> 効率的である <input type="checkbox"/> 非効率な点がある 支給額（月額7,000円）は、多摩26市（2市は不支給）の平均支給額（月額6,177円）を上回っており、また、近隣市の中では高い金額となっていることから、他市との均衡性等を踏まえ、見直しの余地がある。
	達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	（説明） <input type="checkbox"/> 目標以上 <input checked="" type="checkbox"/> ほぼ目標どおり <input type="checkbox"/> 目標以下 特殊疾病患者のうち、所得制限及び併給制限を受ける者を除くほぼ全員について、当該手当を支給することにより、経済的な支援及び福祉の増進が図れている。
	公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	（説明） <input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 不適切な点がある 所得制限及び併給制限の導入により、おおむね公平性は保たれている。しかし、手当の受給と並行し、都の難病医療費助成を受けたり、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供を受けている者等が多いことから、本手当の支給額の妥当性について、改めて検討する余地がある。
	<input type="checkbox"/> 廃止・休止した場合の影響 <input checked="" type="checkbox"/> 影響は大きい <input type="checkbox"/> 影響は小さい <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 廃止不可能 【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止 【総合的意見】 本事業は、特殊疾病患者への経済的な支援を目的として実施している。 しかし、現在ではサービス面などの支援も、各種実施していることから、金銭給付的な支援は他自治体と同等の給付水準にする必要がある。	
	二 次 評 価	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止 【総合的意見】 本事業は、特殊疾病患者に対し、負担軽減や経済的な支援を行うことを本旨として実施していることから、継続すべき事業である。他方、多摩26市と比較して支給額が高い水準となっていることや、対象となる特殊疾病数の拡大により対象者数も増加しており、それに伴う財政負担も増加していることに加え、対象者が他の障害福祉サービスの提供を受けていることが多い状況であることなどに鑑み、現在の支給額を維持することが適切であるかについて、改めて調査検討を行い支給額の適正化を図る必要がある。 ただし、支給額を減額する場合には、対象者に大きな影響があることから、十分精査の上、慎重に対応する必要がある。
行政評価委員会意見	本事業は、特殊疾病患者への経済的支援を行うことにより、障害者福祉の増進に寄与することから、今後も継続すべき事業である。 他方、他の障害福祉サービスによる支援があることや、本市の支給額が他市と比較して高い水準であることから一部見直しの余地があるとしているが、支給額の妥当性や減額した場合の対象者への影響等が明確になっておらず、拙速に支給額を見直すことには疑問が残る。 本事業が特殊疾病患者への経済的支援を本旨としていることに鑑みれば、他の障害福祉サービスによる支援の状況や対象者の家族構成、所得水準等を捕捉し、生活に与える経済的影響等を精査した上で、適正な支給額について慎重に判断していくことを求めたい。	

事務事業評価調書 令和3年度行政評価（シート1）

所管部課名	子ども家庭部 子ども青少年課	作成日	令和3年5月25日	No.	8
作成責任者(課長)氏名	佐藤 哲郎	作成者氏名	疋田 孝介	電話	185
事務事業名	子どもの医療費助成事業（乳幼児医療費助成事業）				
開始時期	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 5年10月 <input type="checkbox"/> 不詳 <input type="checkbox"/> 令和	区分	<input type="checkbox"/> 主要事業 <input checked="" type="checkbox"/> 実施計画事業 <input type="checkbox"/> その他		
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画
	3	3			
その他（ ） 1：義務規定 2：できる規定 3：方法等の規定 法令等の名称 武蔵村山市子どもの医療費の助成に関する条例 武蔵村山市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則					
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 法定受託事務（ <input type="checkbox"/> 第1号法定受託事務 <input type="checkbox"/> 第2号法定受託事務） <input checked="" type="checkbox"/> 自治事務（ <input type="checkbox"/> 国庫補助対象 <input checked="" type="checkbox"/> 都補助対象 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独）				
	補助の内容(補助率等) 東京都乳幼児医療費助成事業補助要綱（補助率1/2）				
事務事業の概要	対象： 何/誰に対して	乳幼児（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している者			
	手段(全体概要)： どういった方法(内容)で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 市民協働・ボランティア等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成等 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	意図： どのような状態にすることを 目指すのか	乳幼児を養育している者に対し、病院等で診療を受けた場合に、各保険法の規定に基づき窓口で支払う自己負担分を助成する。 所得制限（国の児童手当に準拠）超過者及び入院時の食事療養費標準負担額については、市単独で助成している。			
	実施結果： どうなったのか (2年度実績)	延べ助成件数：49,574件 助成額：93,938,362円 うち市単独事業分 ①所得制限超過者：1,426件 助成額：2,783,852円 ②食事療養費：72件 助成額：724,940円			
類似事業の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	実施部課(団体)名			
事業環境の変化	厳しい財政状況の中、市単独で助成している入院時の食事療養費標準負担額について見直す必要がある。				
他市等の状況	総論 ※26市等の状況	本事業は26市中全市で実施しているが、入院時の食事療養費標準負担額について助成している市は、国立市、東久留米市（1歳未満のみ対象）及び本市のみである。なお、所得制限超過者への助成については26市中全市で実施している。			
	国立市	入院時の食事療養費標準負担額助成（市単独事業）			
	東久留米市	入院時の食事療養費標準負担額助成（1歳未満のみ対象）（市単独事業）			
市民・議会等からの意見	特になし				
【評価指標】	指標名	単位	説明・計算式		
活動指標	①	医療証交付人数	人	毎年度末の交付人数	
	②				
成果指標	①	助成件数	件		
	②				
費用・成果の推移	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度予算	備考	
事業費(千円)	131,154	93,938	129,862		
	うち一般財源 67,992	48,714	67,602		
所要人員(人)	0.50	0.50	0.50		
総コスト(千円)	135,469	98,381	134,294		
活動指標	①	3,908 人	3,744 人	3,669 人	
	②				
成果指標	①	69,363 件	49,574 件	80,491 件	
	②				

次 評 価	必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	（説明） <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある	東京都の補助事業として実施しており、一部市の単独事業となる部分はあるが、全ての乳幼児を対象とした医療費の助成制度は、子育て世帯の支援に大きく寄与していることから、市の関与は適切である。
	有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	（説明） <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある	全ての乳幼児を対象とし、また、保険適用の医療費を全額助成していることから、子育て世帯への有効性は非常に高い。
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	（説明） <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの余地はない（ほとんどない） <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある	医療証申請時及び都外診療等で自己負担を行った際は来庁の必要があるが、原則として手続不要かつ毎年自動更新となるため、市民の負担は最小限となっている。また、病院の窓口等での支払もないことから、利用者にとって利便性の高い制度となっている。
	効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	（説明） <input type="checkbox"/> 効率的である <input checked="" type="checkbox"/> 非効率な点がある	東京都の補助対象外である入院時の食事療養費標準負担額の助成については、26市では本市、国立市及び東久留米市（1歳未満のみ対象）しか実施していないことから、コスト削減の観点からも見直しの余地がある。
	達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	（説明） <input type="checkbox"/> 目標以上 <input checked="" type="checkbox"/> ほぼ目標どおり <input type="checkbox"/> 目標以下	申請から医療証の交付、資格の消滅まで条例等に基づき適切に処理し、適正に医療費の助成を行うことができています。
	公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	（説明） <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある	全ての乳幼児を対象としているため、公平性は保たれている。
二 次 評 価	○廃止・休止した場合の影響 <input checked="" type="checkbox"/> 影響は大きい <input type="checkbox"/> 影響は小さい <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 廃止不可能	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止	【総合的意見】 本事業は、乳幼児の保健の向上と健やかな育成に大きく寄与する事業であることから継続すべき事業である。 ただし、入院時の食事療養費標準負担額の助成については、26市では本市を含め3市しか実施していないことから、コスト削減の観点からも見直す必要がある。
	（説明） ※その影響等を具体的に記入 令和2年度で、49,574件、約9千万円を助成しており、廃止した場合の影響は大きい。 乳幼児の健やかな育成を図る上で廃止・休止は困難な事業である。		
行政評価委員会意見	<p>本事業は、乳幼児の医療費を助成することにより、乳幼児の保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図るものであることから、今後も継続すべき事業である。</p> <p>他方、本事業のうち、入院時の食事療養費標準負担額の助成については、在宅療養者との負担の公平性や他の医療費助成制度との均衡を図るという点については、市として考慮すべき問題であることは理解できるが、少子化に歯止めをかけ、子育て支援施策を充実させていかなければならない中においては、他市の状況やコスト削減を理由として直ちに廃止することには疑問が残る。</p> <p>今後の子育て支援施策を推進していく中で本事業を見直す必要がある場合には、こうした点を踏まえ、利用者のニーズを的確に捉えた上で入院時の食事代が乳幼児を養育する家庭に不可欠な支援であるかどうかを改めて精査し、慎重に判断していくことを求めたい。</p>		

統括課名	防災安全課	作成責任者(課長)氏名	石川 篤	No.	1
関連課			電話	334	

施策名	防災意識の高揚
総合計画の施策体系	第2章 安心していきいきと暮らせるまちづくり 第1節 安全・安心 └ 1 防災対策 (3) 防災意識の高揚 └ ① 自主防災組織の育成・強化 ② 防災思想の普及 ③ 防災訓練の充実

総合計画上の施策基本方針	地震や台風等の自然災害や不測の事態における大きな被害を想定し、危機管理体制の充実や災害に強い都市基盤づくりのほか、地域と連携した防災活動の推進に取り組みます。
--------------	---

市民意識調査関連項目結果	問20：「あなたは、日頃、防災の準備をしていますか」 → はい（50.9%）…水や食料の備蓄、非常用持ち出し用品の確保、家具などの転倒防止等 問21：「災害に備えて地域（自治会等）が行うこととして、どのようなことが重要であると思いますか」 → 避難経路や避難場所の確認及び周知、地域内の危険個所の把握及び周知、各家庭での必要物資の備蓄啓発等 【※回答率の高かった上位3つを記載】
--------------	---

成果指標の推移	成果指標	現況値(年度)	令和2年度達成値	目標値(年度)	備考
①	自主防災組織の結成率	53.0% (H26)	58.9% (R2)	60.0% (R2)	結成率＝自主防災組織数／自治会数 平成26年度：29/54 令和2年度：33/56
②					

施策を構成する事務事業等	事務事業、補助金等の名称	施策への貢献度	事業の優先度	今後の方向性
	① 自主防災組織活動資器材等助成	高い	やや高い	継続
	② 防災士資格取得支援事業助成金	高い	やや高い	継続
	③ 防災活動写真展	高い	やや高い	継続
	④ 浸水・土砂災害ハザードマップ配布	高い	やや高い	継続
	⑤ 総合防災訓練	高い	高い	拡充
	⑥ 避難所体験訓練	高い	高い	見直し
	⑦ ※備考			

一次評価	①【施策を取り巻く環境及びその変化】 地震や風水害による大規模な被害が頻発していることにより、行政における防災対策の重要性が非常に高まっている。加えて、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大に伴い、感染防止対策に配慮した、より高度な防災対策を講じる必要性が新たに生じている。 そのような状況下において、災害時における市民の被害を最小限に抑えるためには、市民の防災対策への正しい理解が不可欠であることから、本施策によるいわゆる「自助」、「共助」の取組が非常に重要となる。 令和2年度においては、令和元年東日本台風（台風19号）を始めとする大規模風水害の経験及び新型コロナ対策を踏まえ、風水害時避難所運営マニュアル（市職員用）を整備したほか、各種備蓄物資の充実に努めた。
	②【これまでの事務事業、補助金等の見直し状況】 第四次長期総合計画後期基本計画において「②防災思想の普及」の具体施策として掲げた「家具転倒防止器具助成事業」については、平成25年度に行政評価を実施し、行政評価委員会から「一定の効果は認められるが、多大な事業費が充てられているものとしては、事業の波及効果は極めて不透明であり、抜本的な見直しが必要」との意見をいただいたことから、平成28年度末をもって事業を廃止した。 また、行政評価を経たものではないが、自主防災組織に対して行っていた立川防災館での体験訓練参加のためのバス借上げ（市職員も同行）に係る助成制度についても、公平性等の観点から令和元年度をもって終了した。

一 次 評 価 (続 き)	<p>③【新規事業の予定、検討状況】</p>
	<p>新規事業として検討している事業はないが、施策を構成する事務事業について、一部改善・見直しを検討している。</p>
	<p>④【施策目標、成果指標等の達成に向けた今後の課題】</p>
<p>○ 「自主防災組織の育成・強化」については、組織の結成に関する問合せが寄せられることがあり、潜在的な組織の候補は多くあると推測する。今後は、市と各組織との連携を強化し、より効果的な防災対策の構築を進める必要がある。</p> <p>○ 「防災思想の普及」については、地域の防災リーダーとして期待する「防災士」の育成が当初の想定ほどには進展していないことから、更なる周知等が必要である。また、市内全世帯に配布したハザードマップを有効に活用していただくためにも、継続的な広報が重要である。</p> <p>○ 「防災訓練の充実」については、訓練の参加者が防災対策の必要性、重要性を理解し、自ら実践してもらえるよう、より効果的な開催内容とするべく方法の工夫や見直しに努める必要がある。</p>	
一 次 評 価 (続 き)	<p>⑤【今後の見直し方針（投入する人員及び予算、施策を構成する事務事業等に見直しの余地はないか）】</p>
	<p>○ 自主防災組織については、現状の課題を踏まえ、更なる周知により結成を促進するとともに、市と各組織との連携による効果的な訓練を計画するなど組織強化を図っていく。なお、令和元年度をもって終了した体験訓練参加に係る助成制度（上記②参照）に代わる事業については、各組織との意見交換等を踏まえて検討していく。</p> <p>○ 防災士の育成については、事業目的等を精査した上で、資格取得費用の助成及び制度の周知を継続していく。</p> <p>○ 防災訓練の充実については、令和2年度に作成を開始した小中学校避難所運営マニュアルの内容を踏まえ、初動隊及び地域住民等が連携して避難所開設・運営訓練を実施する等、市民が主体的に参加し、「自助」及び「共助」の考えを実感できるものを盛り込んでいく。</p> <p>なお、単独の事務事業として実施してきた避難所体験訓練については、今後は、総合防災訓練の中に組み込んで実施していく予定である。</p>
	<p>⑥【総合的意見（今後の施策展開、方向性等）】</p>
<p>近年の各種大規模災害の経過を見れば、行政による「公助」の充実のみでは十分な防災対策とは言えないことは明らかである。</p> <p>そのことから、本施策の推進に当たっては、行政による「公助」のみならず、自らの生命は自らが守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を、より多くの市民に認識してもらい、各々が実際の災害発生時における的確な行動を取れるようにするとともに、市民の「防災意識」を広く深く浸透させるべく、引き続き各種取組を推進していくことが肝要である。</p>	
一 次 評 価	<p>【総合的意見（今後の施策展開、方向性等）】</p>
	<p>地震や風水害による大規模な災害が全国的に頻発し、本市においてもより効果的な災害対策が求められる中において、防災意識の高揚を図ることは市民の生活や命を守る重要な施策であることから、今後も継続することが適当である。</p> <p>防災には、災害時における「自助」（自分自身の安全を守る）及び「共助」（地域やコミュニティで助け合う）についてなど、市民一人一人が防災への正しい理解を持ち、更にこれに「公助」（行政等による公的な救助・援助を行う）を加え、災害に備えることが非常に重要となる。</p> <p>このため、施策を構成する事務事業については、防災士資格の取得促進やハザードマップを活用した新たな防災訓練の実施、総合防災訓練の充実など、引き続き市民の防災意識の高揚を図るための施策を継続的に実施していくとともに、必要に応じて事業内容の拡充を図ることが肝要である。</p>
行政 評価 委員 会 意見	<p>各地で大規模な災害が発生し、本市においても災害時に市民が迅速かつ確実に避難行動ができるよう効果的な災害対策が求められており、防災意識の高揚を目的とする本施策には重要な意義があると認められる。</p> <p>また、災害から身を守るための自助及び共助への認識を深め、公助と合わせて地域の防災力の向上を図ることが重要であることから、各事務事業の進捗状況を管理し、順次拡大していくことが肝要であるとする二次評価には異論がない。</p> <p>しかし、自主防災組織の新規結成数の伸び悩みや防災士の成り手不足などの課題も顕在化する中で、地域住民を主体とする自主防災力を強化していくためには、従来の手法にとらわれず地域の実情に応じた柔軟にアプローチすることが重要であると思料する。</p> <p>また、今後の施策の推進に当たっては、地域全体での災害対策が実践できるよう、自主防災組織と協同し、各地域でのハザードマップを活用した実践的な訓練の実施や、災害弱者等に対する効果的な避難支援策の検討等を継続的に行うなど、より効果的に防災意識の高揚が図れる取組へと発展させていくことを求めたい。</p>

施策を構成する事務事業等の概要

別紙

①		事務事業等の名称		令和元年度決算	令和2年度決算	R3年度予算
自主防災組織活動資器材等助成		事業費(千円)	103	648	315	
		所要人員(人)	0.03	0.03	0.03	
開始年度	昭和 59 年 ~	総コスト(千円)	362	915	581	
事業内容 (令和2年度の活動状況)	本事業は、武蔵村山市自主防災組織活動資器材等助成要綱に基づき、新規に結成された自主防災組織に対し、本要綱に定める資器材等を助成するものである。 令和2年度は、1組織の新規結成があったため、資器材等一式の助成を行った。 【参考】助成資器材等の内訳 のぼり旗、略帽、腕章、トランジスタメガホン、消火器、救急箱、強力ライト、担架、拍子木、救助工具箱セット、ヘルメット					
【今後の方向性】		⇒ 継続				
理由等	組織の結成に関する市民からの問合せが寄せられることがあり、今後も新規の組織結成が見込まれることから、事業を継続することが妥当である。					
行政評価会議からの意見			行政評価委員会からの意見	自主防災組織の新規結成数が伸び悩んでいる現状を踏まえ、現在の結成促進に向けた取組についての課題を明確にし、今後は新たな手法により取組を推進していくことが肝要である。併せて、自治会以外の団体に対しても、結成に向けたアプローチを行っていくことを求めたい。		
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
②		事務事業等の名称		令和元年度決算	令和2年度決算	R3年度予算
防災士資格取得支援事業助成金		事業費(千円)	65	141	345	
		所要人員(人)	0.07	0.07	0.07	
開始年度	平成 29 年 ~	総コスト(千円)	669	763	965	
事業内容 (令和2年度の活動状況)	本事業は、武蔵村山市防災士資格取得支援事業助成金交付要綱に基づき、市内の自主防災組織に所属しその長から推薦を受けた者、又は、消防団の分団長以上の階級の役員を務めた経験を有する者に対し、防災士資格の取得費用を助成するものである。 令和2年度は、計3名（自主防災組織所属者2名及び分団長経験者1名）への助成を行った。					
【今後の方向性】		⇒ 継続				
理由等	防災に関する正しい知識と災害時に適切な判断が可能な技術を兼ね備えた防災士の育成は、大規模な災害等の発生時に限らず、平時から地域での防災活動等における中心的存在となることが期待されることから、今後も育成を推進していくことが必要である。					
行政評価会議からの意見			行政評価委員会からの意見	防災士が各自主防災組織に1名以上配置されている状況が望ましいが、なり手不足が課題となっている。 このため、その理由を明確にした上で、自主防災組織への働きかけを行うなど、防災士の確保に向けた取組を推進していくことが肝要である。		
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
③		事務事業等の名称		令和元年度決算	令和2年度決算	R3年度予算
防災活動写真展		事業費(千円)	0	0	0	
		所要人員(人)	0.02	0.00	0.02	
開始年度	平成 17 年 ~	総コスト(千円)	173	0	177	
事業内容 (令和2年度の活動状況)	本事業は、阪神淡路大震災の教訓をもとに災害時のボランティア活動や住民の自発的な防災活動の重要性が広く認識され創設された「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～1月21日）を契機として、毎年度1月に自主防災組織及び消防団の活動等を写真で紹介し、一人でも多くの市民が防災に対する意識を高めることを目的として実施している。 令和2年度は、新型コロナの影響で実施を見送った（最終実施：令和2年1月15日～28日）。					
【今後の方向性】		⇒ 継続				
理由等	市民の防災意識の高揚を目的とする事業であり、実施に際しての課題等も特段ないことから、現行の方法で継続することが妥当である。					
行政評価会議からの意見			行政評価委員会からの意見			
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		

④ 事務事業等の名称		令和元年度決算	令和2年度決算	R3年度予算
浸水・土砂災害ハザードマップ配布		事業費(千円)	1,057	5,258
		所要人員(人)	0.07	0.07
開始年度	令和 元 年 ~	総コスト(千円)	1,661	5,880
事業内容 (令和2年度の活動状況)	本事業は、平成31年3月に東京都が土砂災害防止法に基づき市内の土砂災害警戒区域を指定したことを受けて、令和元年度に土砂災害ハザードマップを作成し、関係住民への配布を行った後、令和元年12月に東京都が公表した市内の浸水予想区域図を基に、令和2年度に浸水・土砂災害ハザードマップを作成し、市内全戸配布を行ったものである。市内への全戸配布以降は、市民課窓口での転入者向けの資料の一つとして配布している。			
【今後の方向性】 ⇒ 継続				
理由等	本マップは、土砂災害警戒区域・浸水予想区域のほか、市内の各指定避難所の位置情報、災害発生時の避難行動・情報収集方法、平時の備えなど、広く市民に周知する必要のある情報を掲載していることから、継続して配布していくことが妥当である。			
行政評価会議からの意見	ハザードマップは市内全世帯及び転入者等に配布していることから、コロナ禍における新たな防災対策が求められる中において、避難所だけでは無い避難方法の周知など、ハザードマップを活用した防災訓練の実施について検討すべきである。	行政評価委員会からの意見	ハザードマップは、浸水予想区域や土砂災害警戒区域などが詳細に掲載されていることから、災害時における市民一人一人の正しい判断を促し、地域全体での災害対策の充実に向けて、ハザードマップの内容を継続的に周知するとともに、これを有効活用した各地域での市民参加型の実践的な訓練を実施していくことが肝要である。	
☑有 ☐無		☑有 ☐無		
⑤ 事務事業等の名称		令和元年度決算	令和2年度決算	R3年度予算
総合防災訓練		事業費(千円)	1,161	0
		所要人員(人)	0.55	0.01
開始年度	昭和 48 年 ~	総コスト(千円)	5,908	89
事業内容 (令和2年度の活動状況)	本事業は、地域防災計画に基づき、関係機関等（消防、警察、消防団、自衛隊その他防災関係機関、事業所、地域住民等）との連携及びその参加のもと、指定避難所である学校の校庭を主な訓練会場とし、震度6弱以上の大地震発生時における各々の行動の習熟及び防災意識の高揚を図る目的で年1回実施する訓練である。 令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で実施を見送った。			
【今後の方向性】 ⇒ 拡充				
理由等	本事業は、市民及び職員の防災意識の高揚や防災関係機関等との連携強化、災害に対する適切な対応力の向上を図る上で非常に重要な事業であるため、継続して実施すべき事業である。今後は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を踏まえた新し総合防災訓練の実施方法等について検討を進めるとともに、災害発生時により役立てられるよう、避難所体験訓練を組み込むなど、実施内容の拡充を図っていく。			
行政評価会議からの意見	感染防止対策を踏まえた新たな総合防災訓練の実施方法等について検討するとともに、市民一人一人が防災に対する正しい知識と災害時に正しい判断ができるよう、訓練内容を拡充させていくことが肝要である。	行政評価委員会からの意見		
☑有 ☐無		☐有 ☑無		
⑥ 事務事業等の名称		令和元年度決算	令和2年度決算	R3年度予算
避難所体験訓練		事業費(千円)	0	5
		所要人員(人)	0.24	0.09
開始年度	平成 11 年 ~	総コスト(千円)	2,071	800
事業内容 (令和2年度の活動状況)	本事業は、総合防災訓練と同様に、大規模地震発生時を想定し、指定避難所である学校における避難所開設・運営その他各種体験型の訓練、消費期限間近の備蓄食料を用いた炊出し、講演会の開催などを通して、地域住民に災害発生時の行動や防災知識・技術等を学んでもらうことを目的として実施してきたものである。 令和元年度以降は、新型コロナウイルスの影響を受けて実施を見送った（最終実施：平成31年3月）。			
【今後の方向性】 ⇒ 見直し				
理由等	本事業は、総合防災訓練の実施内容の拡充に合わせ、当該事業に統合していくこととし、単独での事業の実施を見直すこととする。 また、避難所開設・運営訓練については、学校単位での避難所運営マニュアルが作成され次第、総合防災訓練とは別に順次実施していくよう検討を進めていく。			
行政評価会議からの意見	避難所体験訓練に代わる新たな訓練として避難所開設・運営訓練を実施していく予定であることから、訓練の早期実施に向けて引き続き準備していくことが肝要である。	行政評価委員会からの意見	本事業に代わる事業として実施を予定している各学校単位での避難所開設訓練については、早期に全校で実施するべきであることから、避難所運営マニュアルを早急に各学校に配備していくことを求めたい。併せて、訓練の実施により課題を把握し、災害時に円滑に避難所の開設・運営を行えるよう、適宜マニュアルを改善していくことを求めたい。	
☑有 ☐無		☑有 ☐無		